東大阪市児童相談所及び図書館整備に係る基本計画策定支援業務及びPFI等導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領

子どもすこやか部児童相談所設置準備室

令和５年４月

東大阪市児童相談所及び図書館整備に係る基本計画策定支援業務及びPFI等導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1．目　的

本要領は、本市の児童相談所及び図書館の整備に係る基本計画策定支援及びPFI等導入可能性調査の業務の実施にあたり、プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力等を総合的に審査し、最も適切と判断される事業者（以下「委託契約予定事業者」という。）を選定する手続等を定めるものである。

2．業務の概要

（１）業務名

東大阪市児童相談所及び図書館整備に係る基本計画策定支援業務及びPFI等導入可能性調査業務

（２）業務内容

東大阪市児童相談所及び図書館整備に係る基本計画策定支援業務及びPFI等導入可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

（４）提案上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3．担当部署

〒５７７－８５２１

東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎７階

東大阪市子どもすこやか部　児童相談所設置準備室

4．選定方式

選定方式は公募型プロポーザル方式とし、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、委託契約予定事業者を選定する。

5．参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加事業者」という。）は、参加申込書の提出日において次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（１）本市の「令和３・４・５年度入札参加有資格者名簿（物品の販売(修繕)・役務の提供)」又は、「令

和５・６・７年度建設工事・測量・コンサルタント業務・地質調査・他」に登録されていること。

（２）平成３０年度から令和 4 年度までの間に、国又は地方公共団体において、「児童福祉行政又は図書館に係る研究又は調査等の業務」の契約実績があり、かつ、誠実に履行していること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定にする入札参加の資格の制限に該当しない者であること。

（４）東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。

（５）東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

（７） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

（８）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（９）共同企業体を構成して参加する場合の条件は、次の条件をすべて満たすこと。

① 代表者構成員は、（１）から（８）までの条件をすべて満たすものであり、出資比率が構成員中最大であること。

② 各構成員は、本プロポーザルにおける他の参加事業者、共同企業体の構成員、再委託先を兼ねることはできないこと。

③ 各構成員は、（３）から（８）までの条件を満たすこと。

６．協力事業者

参加事業者は、本業務のうち基本計画の策定支援業務を自社単独で担えない場合は、継続的に連携し協力を得られる事業者（以下「協力事業者」という。）１者と連携すること。なお、協力事業者は以下の要件を満たすこと。なお、参加事業者単独で参加する場合は、当該事業者は（２）及び（３）の要件を満たすこと。

（１）協力事業者は、上記５．（１）及び（３）から（８）までの要件を全て満たす者とする。

（２）協力事業者は、平成 30 年度から令和 4 年度までの間に「児童相談所、一時保護所若しくは児童養護施設又は図書館の整備に係る基本計画の策定又は設計業務」の元請けとして受託し、業務を完了した実績を有すること。

（３）協力事業者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

（４） 協力事業者は、参加事業者１者のみと連携し、他の参加事業者の協力事業者となることは認めない。

（５） 協力事業者の本業務への参加は、将来予定される本件に係る基本設計・実施設計・施工・施工管理への入札参加及び採否に影響しないものとする。

７．スケジュール

（１）プロポーザル実施要領公表　　令和５年４月３日（月）
（２）参加申込受付　　令和５年４月３日（月）
　　～令和５年４月１２日（水）１７時必着
（３）書類審査（第一次審査）結果通知　　令和５年４月１４日（金）
（４）質問受付　　令和５年４月１７日（月）
　　～令和５年４月２４日（月）正午必着
（５）質問回答市ウェブサイト掲載　　令和５年４月２６日（水）
（６）企画提案書受付　　令和５年５月８日（月）
　　～令和５年５月１０日（水）１７時必着
（７）プレゼンテーション開催　　令和５年５月１７日（水）（予定）
（８）最終選考結果通知　　令和５年５月１８日（木）
※なお、上記日程については都合により変更する場合がある。

８．参加手続

（１）参加申込
本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。
① 提出期限
令和５年４月１２日（水）１７時（必着）
② 提出方法
持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
※ 持参の場合、土曜日及び日曜日を除き、各日９時から１７時間３０分（最終日は１７時）までの時間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着すること。
③ 提出先
〒５７７－８５２１
東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎７階
東大阪市子どもすこやか部　児童相談所設置準備室
④ 提出書類
b、ｃ及びｆについては、協力事業者においても提出すること。
a：参加申込書（様式第１）
b：誓約書（様式第２）
c：法人概要（様式第３）※協力事業者を含む。
d：委託業務の実施体制（様式第４）
e：共同企業体協定書兼委任状（様式第５）※共同企業体を構成して参加する場合のみ。
f：契約実績調書（様式第６）
（２）内容に関する質問

本要領等に不明な点等がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。

① 提出期間

令和５年４月１７日（月）から令和５年４月２４日（月）正午まで

② 提出方法

件名を「質問書（法人名）」と入力のうえ、下記の提出先に電子メールで質問書（様式第７）を提出すること。

③ 提出書類

質問書（様式第７）

④ 質問に対する回答

令和５年４月２６日（水）中に本市ウェブサイトに掲載する。

※ 質問の回答内容については、本要領の追記又は修正とみなし、本市から質問した者に個別には連絡は行わない。

⑤ 提出先

〒５７７－８５２１

東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎７階

東大阪市子どもすこやか部　児童相談所設置準備室

TFL：06-4309-3203（直通）　E-mail：jisojunbi@city.higashiosaka.lg.jp

（３）辞退届

参加申込を行った者が参加を辞退する場合は、辞退届（様式第８）を提出すること。

①　提出期限

令和５年５月１５日（月）１７時必着

② 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※ 持参の場合、土曜日及び日曜日を除き、各日９時から１７時間３０分（最終日は１７時）までの時間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着すること。

③ 提出先

〒５７７－８５２１

東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎７階

東大阪市子どもすこやか部　児童相談所設置準備室

（４）企画提案書

① 提出期間

令和５年５月８日（月）から令和５年５月１０日（水）１７時まで　必着

② 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※ 持参の場合、各日９時から１７時３０分（最終日は１７時）までの時間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着すること。

③ 提出先

〒５７７－８５２１

東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎７階

東大阪市子どもすこやか部　児童相談所設置準備室

④ 提出書類

企画提案書（様式第９）

⑤ 企画提案書の記載内容

仕様書を熟読のうえ、以下の点のほか、審査項目及び審査基準に含まれる項目を網羅すること。

a：企画提案の趣旨

b：実施方針、実施体制、実施計画

c：実施方法（具合的な業務内容、支援方法、進捗状況管理等）

d：見積額及びその内訳

⑥ 留意事項

a：提出は１参加事業者につき１提案とする。

b：企画提案書の提出部数は、１１部（正本１部、副本１０部）とする。

c：企画提案書の仕様は、A4 とし、両面印刷可とする。

d：企画提案書の作成に用いる言語は、日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づくものとする。

e：企画提案書の構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、提案事業者（構成員、協力事業者含む。）の法人名が特定又は推測できないように配慮すること。

ｆ：提案内容は 10 ページ以内とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5 ポイント以上とする。

g：企画提案書の提出後、資料の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

９．審査方法

（１）選定委員会

委託契約予定事業者は、プロポーザル方式による『東大阪市児童相談所及び図書館整備に係る基本計画等策定プロポーザル方式事業者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）で審査のうえ、特定する。

（２）書類審査（第一次審査）

① 審査方法

提出された参加申込書等について、参加資格の要件を満たしているか審査を行う。要件を満たす者が５者を超える場合は、契約実績について審査し、上位５者を選定する。

② 審査結果の通知

審査結果については、令和５年４月１４日（金）までに電子メールにより通知する。

（３）提案内容審査（第二次審査）

① 審査方法

第一次審査を通過し、企画提案書を提出した者に対して、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答により、選定委員会において以下の審査項目に基づき、審査・選定する。なお、評価点の満点の６割に満たない場合は、委託契約予定事業者として選定しない。また、同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって委託契約予定事業者を選定する。参加者が１提案者の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価点の満点の６割以上）を満たしている場合は、その１提案者を委託契約予定事業者として選定する。

No.	審査項目	審査基準	配点
1	企画提案内容	① 児童福祉行政の現状及び今後の動向を踏まえ、図書館等の機能を併設する施設としての目指すべき方向性が提案されているか。 ② 児童相談所（一時保護所を含む。）及び図書館の特性や現状を踏まえた課題設定を行い、具体的な解決方法が提案されているか。 ③ 周辺環境に配慮すると共に、児童相談所機能、図書館機能及び併設機能との融合を図ることで、各機能の相乗効果が見込める提案内容となっているか。	５５
2	業務実施体制	① 本業務の実施にあたり、十分な経験、同種業務実績を有している者を直接の担当者に配置し、適正な人員体制となっているか。 ② 業務工程は明確で、契約期間内に円滑に業務遂行できるものとなっている。	２５
3	プレゼンテーション・質疑応答	① 説明が簡潔でわかりやすいか。 ② 質問に対する回答の内容が明確であるか。	１０
4	価格点	提案額について、人件費、諸経費等の積算内訳が詳細かつ明確に記載されているか。	１０
合　　計			１００

② プレゼンテーションの実施

第一次審査を通過した者の企画提案について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

【日時】：令和５年５月１７日（水）（予定）

【場所】：東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎１１階　会議室

【出席人数】：３人まで

【説明時間】：プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分とする。

【留意事項】：

・パソコン及びタブレットの持込みは可とし、プロジェクターの持込みは認めない。本市で用意するプロジェクターを利用すること。

・説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくものとし、追加資料は認めない。

③ 最終選定結果の通知

審査結果については、令和５年５月１８日（木）にプレゼンテーション参加者に書面により通知（郵送）するとともに、本市ウェブサイトに掲載する。

（４）企画提案の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、第一次審査、第二次審査を問わず、判明した時点で無効又は失格とする。

① 見積額が本要領２．（４）に記載する委託料の上限額を超過した場合
② 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
④ 契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
⑤ 審査の公平を害する行為があった場合
⑥ 複数の応募を行った場合
⑦ その他、企画提案を行うにあたり著しく信義に反する行為等があった場合

10. 契約手続等

（１）委託契約予定事業者の決定後は、委託契約予定事業者より改めて見積書を徴取のうえ、契約にあたって必要な事項について交渉を行い契約を締結する。

（２）（１）の交渉が不成立の場合には、順次、次点の提案者と交渉を行い、契約を締結する。

（３）契約方法については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

（４）委託料については、業務完了後の一括払いとする。

（５）契約保証金の額については、契約金額が 5,000 千円以上の場合は契約金額の 100 分の３に相当する額以上とし、契約金額が 5,000 千円未満の場合若しくは保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は免除とする。

11. その他留意事項

（１）企画提案書等の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。

（３）採用された企画提案書の著作権は、本市に帰属する。

（４）本企画提案に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

（５）１事業者あたりの企画提案は、１件までとする。

（６）プロポーザルの結果については、公開するものとする。

（７）PFI 等導入可能性調査を踏まえた検討の結果、本市として PPP/PFI 手法の導入を決定した場合は、本業務の受託者（協力事業者を除く）と PPP/PFI 事業にかかるアドバイザリー業務を別途発注予定としているため、本業務の受託者（協力事業者を除く）は、本契約の対象となる施設の整備等について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第

１１７号)」第６条に基づく特定事業として選定された場合にあっては、同法第７条に定める民間事業者の選定に応募又は参画及び応募又は参画しようとする事業者のコンサルタント等となってはならない。

12. 問合せ先

〒５７７－８５２１
東大阪市荒本北一丁目１番１号　本庁舎７階
東大阪市子どもすこやか部　児童相談所設置準備室
ＴＥＬ：06-4309-3203（直通）
E-mail：jisojunbi@city.higashiosaka.lg.jp